

○谷委員 徐々に時間が迫ってまいりました。

方策七、八、九は、主に福島を念頭に置いた我が党の方策なんです。

その中で、きょうは辻厚生労働副大臣にも来ていただいているんですけども、風評被害対策といえますか、それに絡んで国の食品の新基準値が示されました。ただ、副大臣、実際に、国は示したらそれで済むかわかりません、厚生労働省は。しかし、地域の現場では、魚屋さんとか、そういう物を売る商売をやっている人は、米でもそうです、これは安全ですか、何ベクレルですか、こう言われる。結局、簡易測定器を買わなきゃならない。私が聞いた例では、福島で三百万かけて買った、そういう話も聞いています。

これは、国は示すだけで、あとは、そういう検査機器というのはそれぞれ自前で用意してちょうだいということですか。お尋ねします。

○辻副大臣 御指摘をいただきました食品中の放射性物質の検査につきましては、現在、厚生労働省が定めましたガイドラインなどに基づきまして、地方自治体によって主として出荷段階において計画的なモニタリング検査を実施していただいているところでございます。

そしてその上で、暫定規制値を超える食品が流通しないよう、食品衛生法に基づく回収等の措置や、原子力災害対策本部の決定に基づく出荷制限等の指示を行っているところでございます。

厚生労働省といたしましては、ことし四月の新基準値の施行後も、出荷段階を中心としたモニタリング検査の強化と的確な出荷制限等の指示を通じて食品の安全性確保を図ることが最も効果的かつ効果的と考えているところでございます。

御指摘のような民間事業者による小売段階での検査というものも、御指摘もあろうかと思えますけれども、そのことに対して財政的な支援をするということは現在のところ考えていない、先ほどの体制で対応していきたい、このように考えているところでございますけれども、小売店におきましても活用が可能となるように、地方自治体の検査結果につきまして、引き続き産地を含めた詳細な情報の提供に努めてまいりたいと思えますし、あわせて、機器購入の際の参考となるように、新しい基準値のもとでも対応可能な簡易検査機器の技術的要件を示すなど、関係省庁とも連携をしてさまざまな支援に努めていきたい、このように考えております。

○谷委員 ありがとうございます。長い答弁でしたけれども、意味のある答弁とは思えませんでした。

しかし、副大臣、目配りだけはしてください。厚生労働省も、基準を示すだけが我が省の仕事だと。それが実際の世の中で何をもたらして、どう影響しているか、経済活動も含めて。それをしっかりウオッチしていただかないと、現場は困るだけです。それだけ御要望をしておきます。

(以下略)

。